



マラケシュ通信 2 (2016年11月9日 モロッコ・マラケシュ)

The Paris Agreement



103 Parties have ratified of 197 Parties to the Convention

On 5 October 2016, the threshold for entry into force of the Paris Agreement was achieved. The Paris Agreement entered into force on 4 November 2016. The first session of the Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties to the Paris Agreement (CMA1) will take place in Marrakech in conjunction with COP 22 and CMP 12. More information available soon.

日本のパリ協定の批准を歓迎する

11月8日、日本政府はパリ協定を批准し、パリ協定の103カ国目の締約国になることになりました。遅きに失したとはいえ、日本がパリ協定を批准したことを歓迎したいと思います。批准から30日後に日本はパリ協定の締約国として認められることとなりますが、11月15日に開幕するパリ協定の第1回締約国会合（CMA1）には締約国として参加することはできず、オブザーバーとして参加することになります。

京都議定書の議長国であり、世界第5位の温室効果ガス排出国である日本が、パリ協定の第1回締約国会合（CMA1）に締約国として参加できないことは残念で、私たち日本市民にとっても不名誉なことだと思います。

この不名誉を挽回するには、日本の削減目標を引き上げ、パリ協定に逆行するエネルギー政策を変え、パリ協定の実施に率先して取り組むことしかありません。そしてそれは、私たち日本の市民の課題でもあります。

パリ協定締約国会合（CMA）とパリ協定特別作業部会（APA）

2015年COP21で採択されたパリ協定が、その発効要件を満たして発効することが決まったのは2016年10月5日のことです。エスピノサ国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局長からの正式発表によれば、10月5日までに温室効果ガス総排出量の58.82%をカバーする74の締約国が批准したことにより、パリ協定は発効要件を満たし、11月4日に発効することが決まりました。パリ協定では、発効後最初に開催される気候変動枠組条約締約国会議（COP）と同時にパリ協定第1回締約国会合（CMA1）を招集することが決まっています。これにより、COP22でCMA1が開催されることになりました。

COP21決定で、COPがAPAを設置し、APAの役割として以下の3つを決定しています。

- (a) パリ協定発効に向けた準備をし、CMA1の招集に向けて準備をすること
- (b) 2016年の補助機関会合と同じ時期にAPAの会合を開くこと
- (c) 決定草案を準備しCOPを通じてCMAが検討し採択できるようにすること

このうち(c)にあるように、APAはパリ協定のルール作りのために、いろいろな課題を検討・交渉する場として位置づけられています。また、APAはCMA1までにその作業を終えることが要請されていました。

パリ協定が早期に発効したことは、パリ協定自体が緊急性をもった大事な条約であるとの強い政治的メッセージであり、地球温暖化問題に関する政治的モメンタムの高まりをもたらしていることを示すものですが、CMA1までにAPAがその作業を終えるとのCOP決定の要請を文字通り実施するとなると、APAの会合を開く機会が2回（2016年5月と11月）しかなく、今回のCOP22がAPAからの報告を受ける最初のかつ最後の機会になってしまいます。

CMA1に向けて、今年5月に開催されたボンでのAPA1において、パリ協定が早期に発効した場合のパリ協定ルールブックづくりへの、「すべての締約国の参加」の在り方について各国からヒアリングが行われました。「すべての締約国の参加」は、「公開性」および「透明性の確保」となると、パリ協定の重要なキーワードであり、この協議の結果でも、パリ協定のルールブックづくりにすべての締約国が参加することの重要性が強調されています。

CMA1の開会総会は会期2週目の11月15日（火）午前、閣僚級会合の直前に開かれる予定になっています。CMA1は、閣僚級会合に参加する各国の閣僚に加えて、モロッコ国王や国連事務総長が出席して、パリ協定が発効し、CMA1が開かれるという歴史的な出来事をお祝いすることになっており、CMA1の開会総会自体は短時間で終了してそのまま閣僚級会合に移行し、閣僚級会合は17日午前まで継続することになっています。CMA1の閉会総会は、11月17日午後から最終日である18日にかけて予定されています。

順調にスタートしたAPA

会期初日11月7日（月）の夕方にパリ協定特別作業部会（APA）開会総会で、1つのコンタクト・グループの下にアジェンダごとの6つの非公式協議（インフォーマル・コンサルテーション）を開くことに合意しました。それぞれの非公式協議には2名の共同ファシリテーターが任命されており、APA共同議長は共同ファシリテーターと毎日綿密に連携し、共同ファシリテーターをサポートしながら、この非公式協議を進めるとしています。このほか、①②

回目のコンタクト・グループを11月10日（木）に開いて進捗を確認すること、②そのあとも非公式協議を継続し、共同ファシリテーターは12日（土）正午までにその作業を終えること、③3回目のコンタクト・グループを開き、今会合の成果を評価すること、④閉会総会を11月14日（月）に行い、閣僚級会合に移行し、CMA1の歴史的な開会へと進めることなどが確認されました。

11月8日（火）から始まった非公式協議は、議題で揉めることもなく、順調に滑り出しました。こうした交渉会議では、まず議題を確認し、それから交渉に入りますが、この議題の確認で各国が対立することがしばしばあり、まれにその対立が解消されず2週間の会期を棒に振ってしまうこともありました。今回ももちろんその懸念がなかったわけではありませんが、COP22は「実施のCOP」、「行動のCOP」と言われることに象徴されるように、パリ協定実施に向け交渉すべきことを交渉していくというトーンが交渉担当者にはあるように思います。

APAコンタクト・グループ下の非公式協議概要

* 番号はAPAの議題(アジェンダ)の番号

番号*	テーマ
3	緩和の以下に関する指針づくり (a)NDC の特徴(COP21、決定 1、パラグラフ 26) (b)NDC と一緒に提出する情報(COP21、決定 1、パラグラフ 28) (c)NDC の説明(例:NDC が環境十全性ほかを促進することや、ダブル・カウンティングを防止していることなど)(COP21、決定 1、パラグラフ 31)
4	NDC に含まれる適応のコミュニケーション(パリ協定 7 条、パラグラフ 10、11)
5	透明性枠組みの手続きとガイドライン(パリ協定 13 条)
6	グローバル・ストックテイク(パリ協定 14 条) (a)グローバル・ストックテイクに提供するソースの特定 (b)グローバル・ストックテイクのモダリティづくり
7	実施と順守を促進する委員会の効果的な運用のためのルール(パリ協定 15 条パラグラフ 2)
8	パリ協定の実施 (a)パリ協定の発効 (b)CMA1 の招集 (c)パリ協定実施に向けた作業の進捗確認

アメリカ大統領選挙の結果とパリ協定

米大統領選でドナルド・トランプ氏が当選しました。「マラケシュ通信 1」の「会議場から」で書いた杞憂が現実のものになってしまいました。

トランプ氏の地球温暖化問題に関する認識

トランプ氏は、温暖化は「少し天気がよかっただけだ」とか「地球温暖化は米国の産業に打撃を与えることを目的とした中国の作り話」だと言い放ち、討論会でもオバマ政権が実施した太陽光発電産業への投資が経済的な失敗であったと発言し、石炭エネルギーへの支持をほめかしていました。また、パリ協定からの脱退を公言しています。アメリカの場合、政権が変わると、閣僚が変わるのはもちろんですが、国務省（外務省）や環境庁などの役人も入れ替えになります。当然、COP の交渉担当者も変わることになり、今後のパリ協定のルール作りへの影響は避けられません。

ブッシュ政権の悪夢の再来？

アメリカ大統領選が地球温暖化の国際交渉に大きな影響を与えるのは、今回が初めてではありません。2000 年 11 月にオランダ・ハーグで行われた COP6 のときも、地球温暖化問題に消極的な共和党のブッシュ候補と、正反対の民主党のゴア候補が、フロリダ州の得票数をめぐって、熾烈な争いを繰り広げていました。結果は、連邦最高裁が得票数の再集計を禁じたことにより、ブッシュ大統領が誕生することになりました。COP6 は京都議定書のルールに合意できず決裂し、2001 年 7 月に COP6 再開会合が開催されることになりましたが、その前の 2001 年 3 月にブッシュ政権は京都議定書交渉からの離脱を宣言してしまいました。

確かに、トランプ氏が大統領に当選したことは、パリ協定の実施に対する大きなマイナス要因です。しかし、COP6 のときとは大きく状況が異なります。ブッシュ政権が京都議定書交渉から離脱したときは、京都議定書はまだ発効していませんでした。しかし、今回は日本を含む 103 カ国が批准し、パリ協定はすでに発効しています。加えて、批准国はパリ協定発効後 3 年間は脱退を宣言することができず、脱退を宣言してもその後 1 年間は脱退することが認められません。すなわち、トランプ政権は、その第 1 期の 4 年間は、パリ協定から脱退できないのです。

地球温暖化の国際交渉をめぐる状況の変化

また、現在の状況は、ブッシュ政権が京都議定書交渉からの離脱したときと大きく異なります。何よりも、11 月 9 日現在で気候変動枠組条約の締約国 197 カ国の半数を超える国がすでに批准していることです。先進国や途上国を含め、世界の大多数の国がパリ協定を支持していることは、トランプ政権としても無視はできないと思います。加えて、ブッシュ政権が京都議定書交渉からの離脱したときと、国際的な力関係が大きく変化しています。中国、インド、ブラジルや南アフリカなどの新興国が国際的な地位を高め、国際交渉での交渉力を増しています。一方、その分、アメリカの影響力が低下しています。

パリ協定が合意された背景には、省エネや再生可能エネルギーの世界的な急速な普及があります。国際エネルギー機関（IEA）は、2015 年の全世界の発電量のうち 23%を再生可能エネルギーが占め、石炭火力を抜いて最大の電源になったとし、さらに 2021 年には 28%まで上昇すると予測しています。中国やインドを含め、世界は化石燃料から再生可能エネルギーへ舵を切るエネルギー大転換に向かっており、この動きは止まりません。アメリカ

でも、太陽光発電は2015年の米国における新設発電容量の29.4%を占め、シェールガスを含む天然ガスの新設容量よりも大きくなっています。太陽エネルギー産業の従事者も2015年11月時点で約21万人と推計され、年率20.2%で増加しており、これは全米の総雇用数の成長率（年率1.74%）に比べてはるかに大きな成長率になっています。

さらに、ビジネス界もパリ協定の21世紀後半に二酸化炭素（CO₂）排出量の実質ゼロに向けた取り組みを始めています。BMWグループやグーグルなど世界的に知られた企業で再エネ100%を目指す動きが広がっており、日本でもトヨタ自動車は、2050年に販売する新車の走行時のCO₂排出量を2005比で90%削減し、工場からのCO₂排出をゼロにするとする「トヨタ環境チャレンジ2050」を発表しています。日産自動車もゼロエミッションモビリティに向けた長期目標ロードマップを発表しています。住宅メーカーの積水ハウスも、「省エネ」と「創エネ」でエネルギー収支「ゼロ」を目指す「グリーンファースト」で、2020年に新築住宅の80%を排出ゼロ住宅にすることを目指す計画を発表しています。

こうした動きが、トランプ大統領の出現だけで、止められるものではないことは明らかです。

科学と市民の活動がカギ

条約・議定書交渉は、COP6での京都議定書のルールの合意の失敗、ブッシュ政権の京都議定書交渉からの離脱、COP15（コペンハーゲン）での合意の失敗、日本の京都議定書の第2約束期間の削減目標の拒否、カナダの脱退など、これまでも何回も困難に直面してきました。しかし、こうした困難を乗り越えて交渉が進展し、パリ協定の合意に至った要因は、IPCCなどの科学と市民の関心の高さだったと思います。

パリ協定の実施ルールの合意までには、紆余曲折、様々な困難もあるでしょうが、科学に支えられ、市民が関心を寄せ、連帯して行動すれば、必ず乗り越えられると思います。これまでの条約・議定書交渉の歴史がそれを証明しています。

そして何よりも、地球温暖化問題が私たちの子や孫などの将来世代の生存に関わる問題である以上、絶望したり、諦めたりするわけにはいかないことを、あらためて確認したいと思います。

会議場から

トランプ氏がアメリカ大統領に当選したことは、マラケシュのCOP22の会場でも大きな驚きをもって受け止められています。アメリカの環境NGOを含め、トランプ氏が当選するとは思っていなかったというのが正直なところだと思います。すでに書いたように、COP6のときも、地球温暖化問題については180度違うブッシュ候補とゴア候補が大統領選を争っていました。COP6は、日米加（カナダ）の吸収源に対する提案をめぐって、最終的に決裂してしまいましたが、最終盤にアメリカの環境保護庁の知人が、私たち日本のNGOのところに来て、「日米加提案が問題だという君たちの意見は理解するが、合意できず決裂し、ブッシュ大統領になると大変なことになる。不十分な内容でも合意を優先すべきだ」と言っていたのを思い出しました。それでも、当時はまさかアメリカが議定書交渉から離脱する

とは思いませんでした。

紆余曲折はあっても、条約・議定書交渉は確実に前に進んでいると思います。パリ協定の合意がその証明です。トランプ大統領の出現が、締約国や市民の連帯・連携を強める側面もあると思います。失望や落胆することなく、楽天的に、前を向いて活動を続けたいと思います。

発行:地球環境市民会議(CASA)

〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19 内本町松屋ビル 10-470 号室

TEL: +81-6-6910-6301 FAX: +81-6-6910-6302

早川光俊 +81-90-7096-1688、QYJ06471@nifty.ne.jp

土田道代 +81-90-4299-8646、tsuchida@casa.bnet.jp

#これまでの通信は、以下のサイトをご覧ください

<http://www.bnet.jp/casa/cop/cop.htm>

#CASA の facebook ページ

<https://www.facebook.com/ngocasa1988>